

産業廃棄物処分業許可証

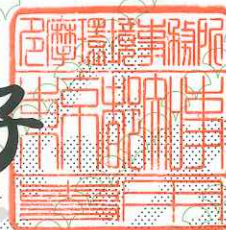
住所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

氏名 千葉企業株式会社
代表取締役 千葉 久典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7年12月 1日

許可の有効年月日 令和12年11月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

破 砕：	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上7種類)
圧縮梱包：	廃プラスチック類	(以上1種類)
圧 縮：	金属くず	(以上1種類)
圧縮固化：	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	(以上4種類)
溶 融：	廃プラスチック類	(以上1種類)
溶融固化：	廃プラスチック類	(以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として5時から19時までとし、処理施設の稼働時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 27年 12月 1日 新規許可
令和 7年 12月 1日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都東村山市廻田町一丁目 2 番 1 7 号

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (コンクリートくずを除く。)	8.85t/日	—	平成27年5月25日	—	—
破砕	廃プラスチック類	4.77t/日	9.72t/日	令和5年1月20日	—	—
	紙くず	6.83t/日				
	木くず	4.89t/日				
	繊維くず	0.90t/日				
	ゴムくず	5.39t/日				
	金属くず	7.20t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (コンクリートくずを除く。)	6.49t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	1.11t/日	—	令和6年3月9日	—	—
圧縮	金属くず	1.62t/日	—	平成27年5月25日	—	—
圧縮固化	廃プラスチック類	4.48t/日	5.93t/日	令和5年1月20日	—	—
	紙くず	—				
	木くず	3.30t/日				
	繊維くず	3.15t/日				
溶融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.37t/日	—	平成27年5月25日	—	—
溶融固化	廃プラスチック類 (軟質プラスチック類に限る。)	0.89t/日	—	令和5年1月20日	—	—

(以下余白)